

電力先物のマーケットメイカー制度の改定

2021.2.4

当社は、本年4月1日より、電力先物取引のマーケットメイカー制度を以下のとおり改定することといたしましたので、お知らせいたします。

[先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い](#)
[マーケットメイカー申請書](#)

先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い

2020年5月1日制定
 2021年2月3日改正
 (2021年4月1日適用)
 株式会社東京商品取引所

項 目	内 容	備 考
I 目的	<ul style="list-style-type: none"> 本取扱いは、当社の先物・オプション取引において、継続的な売呼値及び買呼値の提示等により投資者の取引機会を確保し、取引の円滑な成立及び流動性の向上を図るため、マーケットメイカー制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。 	
II 取扱要領 1 定義	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーとは、当社の指定を受けてマーケットメイク又は流動性供給(以下「マーケットメイク等」という。)を行う取引参加者をいう。 マーケットメイクとは、当社が定めるところにより、プライマリマーケットメイカー(以下「PMM」という。)が継続的に売呼値及び買呼値を提示することをいう。 流動性供給とは、流動性供給参加者(以下「LP」という。)が適当と判断する範囲内で、対当する呼値を行うことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、取引参加者の自己売買部門又は最終顧客(取引参加者の顧客が取次者である場合は当該取次者に取引の委託を行う者を指す。以下同じ。)の計算により、マーケットメイク等を行うものとする。 取引参加者が最終顧客の計算によりマーケットメイク等を行う場合、当社は便宜上当該最終顧客を指してマーケットメイカー

項 目	内 容	備 考																								
2 対象取引・種類	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイク等の対象とする取引及び種類は、次に掲げる取引とする。 <table border="1" data-bbox="465 646 1608 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象取引</th> <th>PMM</th> <th>LP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先物</td> <td>プラッツドバイ原油先物取引</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>先物</td> <td>ガソリン先物取引</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>先物</td> <td>灯油先物取引</td> <td>(対象外)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>先物</td> <td>東エリア・ベースロード電力先物取引</td> <td>○</td> <td>(対象外)</td> </tr> <tr> <td>先物</td> <td>東エリア・日中ロード電力先物取引</td> <td>○</td> <td>(対象外)</td> </tr> </tbody> </table>		対象取引	PMM	LP	先物	プラッツドバイ原油先物取引	○	○	先物	ガソリン先物取引	○	○	先物	灯油先物取引	(対象外)	○	先物	東エリア・ベースロード電力先物取引	○	(対象外)	先物	東エリア・日中ロード電力先物取引	○	(対象外)	<p>と呼ぶことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者の自己売買部門又は最終顧客は、同一対象取引においてPMM又はLPのいずれかの一方のみ指定申請を行うことが可能(重複して指定申請を行うことはできない)。
	対象取引	PMM	LP																							
先物	プラッツドバイ原油先物取引	○	○																							
先物	ガソリン先物取引	○	○																							
先物	灯油先物取引	(対象外)	○																							
先物	東エリア・ベースロード電力先物取引	○	(対象外)																							
先物	東エリア・日中ロード電力先物取引	○	(対象外)																							
3 マーケットメイカーの指定等 (1) マーケットメイカーの募集 (2) マーケットメイカーの指定申請	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、必要に応じて募集期間とマーケットメイク等の対象とする取引を定め、当社の先物・オプション取引市場におけるマーケットメイカーを募集する。 マーケットメイカーへの指定を希望する取引参加者は、所定の「マーケットメイカー指定申請書」により、当社に申請を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカー数に上限を設ける場合は、募集時に上限数及び選定方法を併せて通知する。 																								

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、顧客の計算によりマーケットメイク等を行う場合には、原則として、「マーケットメイカー指定申請書」に、「マーケットメイクに係る確認書」の写しを添付のうえ、当社に対して最終顧客ごとに指定の申請を行うものとする。 ・ 取引参加者は、マーケットメイク等を行う際に利用する専用サブ参加者コードを、所定の「マーケットメイカー利用サブ参加者コード届出書」により、当社に届け出るものとする。なお、取引参加者は、当該サブ参加者コードを、マーケットメイク等を行う自己又は最終顧客以外の顧客の計算に基づく取引には利用してはならない。 ・ 取引参加者は、その他に、当社がマーケットメイカーの指定申請を受けるにあたり必要な情報を求めたときは、提供に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブ参加者コードの届出に関する必要な事項は、別に定める。
(3) マーケットメイカーの指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引参加者からマーケットメイカーの指定申請を受けた場合には、申請内容等を確認のうえ、当該取引参加者をマーケットメイカーとして指定する。 	
(4) マーケットメイカーの指定の取消し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、マーケットメイカーから各対象取引についてマーケットメイカーの指定の取消しに係る申請を受けた場合には、当該マーケットメイカーの指定を取り消す。 ・ マーケットメイカーが次のいずれかに該当する場合には、当社は、マーケットメイカー資格の停止及び取消しその他当社が必要と認める措置を講じることができるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、マーケットメイカーの指定の取消しを申請する場合は、所定の「マーケットメイカー指定取消申請書」を、原則、指定取消希望日の1か月前までに当社に申請するものとする。 ・ 資格の停止等の措置を講じる場合は、事前にマーケ

項 目	内 容	備 考
<p>4 PMM</p> <p>(1) PMMの役割</p> <p>① マーケットメイクの条件</p> <p>② マーケットメイク条件の緩和及び免除</p>	<p>ととする。</p> <p>① 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当社が認める場合</p> <p>② その他マーケットメイカーとして適当ではないと当社が認める場合</p> <p>・ PMMは、「マーケットメイカー指定申請書」において選択した対象取引について、当社が定める条件に従ってマーケットメイクを行うよう努めるものとする。</p> <p>・ 当社は、マーケットメイクの条件として、次に掲げる事項を定める。</p> <p>a マーケットメイクを行うべき時間（呼値提示対象時間）</p> <p>b マーケットメイクを行うべき対象取引ごとの銘柄の範囲及び数（対象銘柄）</p> <p>c マーケットメイクに係る売呼値と買呼値の最大スプレッド幅</p> <p>d マーケットメイクに係る呼値の最低数量</p> <p>e その他、対象取引の取引状況等を鑑みて必要と認める事項</p> <p>・ 当社は、次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、マーケットメイクの条件の緩和又は免除を行うことができる。</p> <p>a 対象取引が停止又は一時中断されている場合</p> <p>b 同一の対象取引を担当するPMMの複数から呼値提示を行えない旨の申告があり、その申告事由に合理性が認められる場合</p> <p>c その他当社が必要と認めた場合</p>	<p>ットメイカーに照会を行うものとする。</p> <p>具体的には、マーケットメイカーが関連法令又は取引所規則等に違反した場合等が該当。</p> <p>・ 左記の各条件については、別紙2のとおり、対象取引ごとに日通し、日中立会及び夜間立会のうち該当するものについて、それぞれ定めるものとする。</p> <p>・ 同一の対象取引を担当するPMMが1社の場合は、当該1社の申告による。</p>

項 目	内 容	備 考
③ マーケットメイクの条件不履行時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • PMMは、相場環境、取引状況又はシステム等の都合により、一時的にマーケットメイクを停止することができることとする。 • マーケットメイクの条件を満たせなかった場合でも、直接的なペナルティは設けない。ただし、4(2)に規定するインセンティブが低減する可能性がある他、結果として呼値提示の条件充足率が著しく低く、その後も改善の見込みがないと当社が判断した場合は、PMMの指定を取り消すことがある。 	
(2) PMMのインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、PMMのマーケットメイクの対価として、取引手数料の割引及び固定額の支給等のインセンティブを提供する。 • 当社は、PMMが行うマーケットメイクについて、当社の定めるマーケットメイクの月間条件充足率の平均値に応じて、当該PMMの取引に係る取引手数料の割引を行う。 • 取引手数料の割引対象となる取引は、PMMが当該PMMの計算により行う取引に用いる専用サブ参加者コードとしてあらかじめ当社に対して届け出たサブ参加者コードから行われた呼値により成立した取引とする。 	
① 取引手数料の割引		<ul style="list-style-type: none"> • 具体的な月間条件充足率の平均値の算出方法については、別紙1を参照(4(2)②について同じ)。 • 取引手数料割引の対象や具体的なPMMの取引手数料の割引額については、別紙2を参照(4(2)②について同じ)。 • 当社は、月中及び月末時点における条件充足率の平均値について、PMMに対して通知する(4(2)②について同じ)。
② 固定額の支給	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、PMMが行うマーケットメイクについて、当社の定めるマーケットメイクの月間条件充足率の平均値に応じて、当該PMMに対して、当社が定める固定額の支給を行う。 	

項 目	内 容	備 考
③ インセンティブの受領基準の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、当社が定める対象取引に係る前①又は②において定めるインセンティブの受領基準を、あらかじめ定める相場環境に応じて引き下げることができることとする。 	
5 LP (1) LPの役割	<ul style="list-style-type: none"> LPは、対象取引について、LPが適当と判断する範囲内で、対当する呼値を行うものとする。 当社は、LPが当該LPの計算により行う取引に用いる専用サブ参加者コードとしてあらかじめ当社に対して届け出たサブ参加者コードから行われた呼値により成立した取引を対象として、当該LPに係る取引高を毎月計測する。 	<ul style="list-style-type: none"> LPには、PMMに求められるようなマーケットメイクの条件は設けない。
(2) LPのインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、LPによる対象取引の月間取引高に応じて、当該LPの取引に係る取引手数料の割引を行う。 取引手数料の割引対象となる取引は、5 (1) にて計測する取引とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なLPの取引手数料の割引額については、別紙3を参照。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーは、所定の「マーケットメイカー連絡担当者届出書」により、連絡担当者を当社に届け出るものとし、連絡担当者に変更になった場合は、速やかに変更内容を当社に届け出るものとする。 当社は、マーケットメイカーの役割及びインセンティブを変更する場合は、変更予定日の1か月以上前にその旨を公表する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。 	

以 上

マーケットメイクに係る条件充足率の算出方法

条件充足率の算出方法

- 当社は、PMMが行うマーケットメイクについて、対象取引の役割に応じて日通し（日中立会及び夜間立会）、日中立会又は夜間立会のそれぞれにおいて取引日単位で計測した条件充足率から、日通し、日中立会又は夜間立会について、月間の充足率の平均値をそれぞれ算出する。
 - （1）日通しにおける取引日単位の条件充足率（日中立会、夜間立会も同様。）
 - = マーケットメイクの条件※を満たした時間/呼値提示対象時間
 - ※ マーケットメイクの条件とは、対象取引ごとに当社が定めたPMMの条件のことをいう。（別紙2参照）
 - （2）日通しにおける月間の条件充足率の平均値（日中立会、夜間立会も同様。）
 - = 月間の取引日単位の条件充足率の和 / 月間のマーケットメイク対象日数

PMMIにおけるマーケットメイクの条件とインセンティブ

項目		石油	
対象取引		プラッツドバイ原油先物取引	ガソリン先物取引
条件	呼値提示対象時間	日中及び夜間立会時間	
	対象銘柄	第5限月取引及び第6限月取引	
	呼値の最大スプレッド幅	第5限月 8ティック (80円) 第6限月 7ティック (70円)	第5限月 9ティック (90円) 第6限月 8ティック (80円)
	最低数量	5単位	4単位
インセンティブ	インセンティブの受領基準	月間の条件充足率の平均値が60%以上 ※月間の条件充足率の平均値がインセンティブの受領基準に及ばない場合は、別紙3に記載のLPのインセンティブを適用	
	取引手数料の割引	対象取引（プラッツドバイ原油先物取引）に係る取引 22円/単位 ※立会取引により成立した取引のみ対象	対象取引（ガソリン先物取引）に係る取引 20円/単位 ※立会取引により成立した取引のみ対象

項目		電力	
対象取引		東エリア・ベースロード電力先物取引	東エリア・日中ロード電力先物取引
条件	呼値提示対象時間	日中立会時間	日中立会時間
	対象銘柄	第2限月取引	第2限月取引
	呼値の最大スプレッド幅	買呼値の水準に応じて決定 (別表1-1参照)	買呼値の水準に応じて決定 (別表1-1参照)
	最低数量	1単位	1単位
インセンティブ	インセンティブの受領基準	月間の条件充足率の平均値が50%以上	月間の条件充足率の平均値が50%以上
	取引手数料の割引等	<p>次のaとbの合計金額</p> <p>a 対象取引に係る手数料の割引 146円/単位 (無料) ※ 立会取引により成立した取引のみ対象</p> <p>b 固定額 20万円/月</p>	<p>次のaとbの合計金額</p> <p>a 対象取引に係る手数料の割引 49円/単位 (無料) ※ 立会取引により成立した取引のみ対象</p> <p>b 固定額 20万円/月</p>

【別表1-1】

東エリア・ベースロード電力先物取引及び東エリア・日中ロード電力先物取引のマーケットメイクに係る呼値の最大スプレッド幅

買呼値の価格	第2限月取引
8.00 円未満	80 ティック (0.80 円)
8.00 円以上 15.00 円未満	100 ティック (1.00 円)
15.00 円以上 20.00 円未満	200 ティック (2.00 円)
20.00 円以上 25.00 円未満	300 ティック (3.00 円)
25.00 円以上	500 ティック (5.00 円)

LPのインセンティブ

項目	石油					
対象取引	プラッツドバイ原油先物取引		ガソリン先物取引			
インセンティブ	対象取引の月間取引高（立会取引分のみ）に応じて当該取引の取引手数料を割引					
取引手数料 の割引額	月間取引高		固定額	月間取引高		固定額
	1万単位以下		0円	5千単位以下		0円
	1万単位超	2万単位以下	7万円	5千単位超	1万単位以下	3.5万円
	2万単位超	3万単位以下	14万円	1万単位超	2万単位以下	7万円
	3万単位超	5万単位以下	21万円	2万単位超	3万単位以下	14万円
	5万単位超	7万単位以下	35万円	3万単位超	5万単位以下	21万円
	7万単位超	10万単位以下	49万円	5万単位超	7万単位以下	35万円
	10万単位超	15万単位以下	70万円	7万単位超	10万単位以下	49万円
	15万単位超	20万単位以下	105万円	10万単位超	15万単位以下	70万円
	20万単位超	30万単位以下	160万円	15万単位超	20万単位以下	105万円
	30万単位超	40万単位以下	240万円	20万単位超	30万単位以下	160万円
	40万単位超	50万単位以下	320万円	30万単位超	40万単位以下	240万円
	50万単位超	60万単位以下	400万円	40万単位超	50万単位以下	320万円
	60万単位超	70万単位以下	480万円	50万単位超	60万単位以下	400万円
	70万単位超	80万単位以下	560万円	60万単位超	70万単位以下	480万円
	80万単位超	90万単位以下	640万円	70万単位超	80万単位以下	560万円
	90万単位超	100万単位以下	720万円	80万単位超	90万単位以下	640万円
		100万単位超	800万円	90万単位超	100万単位以下	720万円
			100万単位超		800万円	

項目	石油	
対象取引	灯油先物取引	
インセンティブ	対象取引の月間取引高（立会取引分のみ）に応じて当該取引の取引手数料を割引	
取引手数料の割引額	月間取引高	固定額
	5千単位以下	0円
	5千単位超 1万単位以下	3.5万円
	1万単位超 2万単位以下	7万円
	2万単位超 3万単位以下	14万円
	3万単位超 5万単位以下	21万円
	5万単位超 7万単位以下	35万円
	7万単位超 10万単位以下	49万円
	10万単位超 15万単位以下	70万円
	15万単位超 20万単位以下	105万円
	20万単位超 30万単位以下	160万円
	30万単位超 40万単位以下	240万円
	40万単位超 50万単位以下	320万円
	50万単位超 60万単位以下	400万円
	60万単位超 70万単位以下	480万円
	70万単位超 80万単位以下	560万円
	80万単位超 90万単位以下	640万円
90万単位超 100万単位以下	720万円	
100万単位超	800万円	

株式会社東京商品取引所 御中

マーケットメイカー指定申請書(自己取引用)

取引参加者 _____

取引参加者代表者 _____ [㊞]

※署名又は印

役職 _____

当社は、貴社の定める「先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い」に従い、下記のとおり、マーケットメイカーへの指定を申請します。

記

1. 対象取引及びマーケットメイカーの種類

- | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| - プラットバイ原油先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | <input type="checkbox"/> LP |
| - ガソリン先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | <input type="checkbox"/> LP |
| - 灯油先物取引 | | <input type="checkbox"/> LP |
| - 東エリア・ベースロード電力先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | |
| - 東エリア・日中ロード電力先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | |

※ 今般指定申請を行う商品に加え、指定済みの商品についても記載の上、ご提出ください。

マーケットメイカーとして当社の社名が公表されることを希望します。

2. マーケットメイカーへの指定希望日

(※)最終的な指定日はTOCOMが決定します。

以 上

《記載上の留意事項》

- ・ 対象取引を複数選択することは可能ですが、同一対象取引においてPMMとLPの両方を選択することはできません。
- ・ 本申請書は、必要事項を記入のうえ必ず原本を提出して下さい。なお、事前にドラフト版をメールでご送付願います。

〈お問合せ先・郵送先〉

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-8-16 株式会社東京商品取引所 総合業務室市場管理担当 行
電話: 050-3361-1838 /E-mail:m.market@jpx.co.jp

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

株式会社東京商品取引所 御中

マーケットメイカー指定申請書(委託取引用)

取引参加者 _____

取引参加者代表者 _____ [㊟]

※署名又は印

役職 _____

当社は、貴社の定める「先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い」に従い、下記のとおり、マーケットメイカーへの指定を申請します。

記

1. 委託者の情報

委託者名: _____

2. 対象取引及びマーケットメイカーの種類

別添の「マーケットメイクに係る確認書」のとおり申請します。

マーケットメイカーとして当社(取引参加者)の社名が公表されることを希望します。

3. マーケットメイカーへの指定希望日

(※)最終的な指定日はTOCOMが決定します。

以 上

《記載上の留意事項》

- ・ 対象取引を複数選択することは可能ですが、同一対象取引においてPMMとLPの両方を選択することはできません。
- ・ 本申請書は、必要事項を記入のうえ必ず原本を提出して下さい。なお、事前にドラフト版をメールでご送付願います。

〈お問合せ先・郵送先〉

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-8-16 株式会社東京商品取引所 総合業務室市場管理担当 行
電話: 050-3361-1838 / E-mail: m.market@jpx.co.jp

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

フォーム改定日

2020/5/1

提出日: _____

御中

マーケットメイクに係る確認書

委託者名 _____

担当者名 _____ [㊞]

※署名又は印

当社は、株式会社東京商品取引所(以下、「TOCOM」という。)において、下記1の商品について、貴社を通じてマーケットメイク等を行うことを希望します。また、TOCOMの定める「先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い」及び下記2の事項について貴社から説明を受け、その内容に同意していることを確認します。

記

1. 対象取引及びマーケットメイカーの種類

- | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| - プラツドバイ原油先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | <input type="checkbox"/> LP |
| - ガソリン先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | <input type="checkbox"/> LP |
| - 灯油先物取引 | | <input type="checkbox"/> LP |
| - 東エリア・ベースロード電力先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | |
| - 東エリア・日中ロード電力先物取引 | <input type="checkbox"/> PMM | |

※ 今般指定申請を行う商品に加え、指定済みの商品についても記載の上、ご提出ください。

2. 確認事項

当社がマーケットメイク等を行うことに対するインセンティブとして、TOCOMから当社に対して金銭等の支払い等が直接的に行われるものではないこと。

以 上

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

フォーム2(取次)

(委託者→取次者→取引参加者→TOCOM(写し))

提出日: _____

_____ 御中

マーケットメイクに係る確認書(取次)

委託者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____
④
※署名又は印

担当者名 _____
(役職) _____
(電話) _____
(E-mail) _____

当社は、株式会社東京商品取引所(以下、「TOCOM」という。)において、下記1の商品について、貴社を通じてマーケットメイク等を行うことを希望します。また、TOCOMの定める「先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い」及び下記2の事項について貴社から説明を受け、その内容に同意していることを確認します。

記

1. 対象取引及びマーケットメイカーの種類

- プラッツドバイ原油先物取引
- ガソリン先物取引
- 灯油先物取引
- 東エリア・ベースロード電力先物取引
- 東エリア・日中ロード電力先物取引

PMM
 PMM

 PMM
 PMM

LP
 LP
 LP

※ 今般指定申請を行う商品に加え、指定済みの商品についても記載の上、ご提出ください。

2. 確認事項

当社がマーケットメイク等を行うことに対するインセンティブとして、TOCOMから当社に対して金銭等の支払い等が直接的に行われるものではないこと。

以 上

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。
(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

フォーム改定日 2020/9/4

提出日: _____

マーケットメイカー連絡責任者・担当者届出書

取引参加者 _____

担当者名 _____
※署名又は印

マーケットメイカー連絡責任者及び担当者を、下記のとおり届け出ます。

記

#	届出者	責任者・担当者	氏名	役職	E-mail (グループアドレス可)	TEL
1	当社	責任者				
2	当社	担当者				
3	委託者	責任者				
4	委託者	担当者				
5						
6						
7						
8						
9						
10						

《記載上の留意事項》

- ・ 連絡責任者及び担当者の方には、当社からマーケットメイクに係るパフォーマンスレポートの送付、マーケットメイカー制度の見直し等に際しての連絡窓口をお願いさせていただきます。
- ・ 取引参加者の責任者及び担当者を最低1名ずつ届け出て下さい。また、委託によるマーケットメイクの場合、これに加え、委託者の責任者及び担当者を最低1名ずつ届出ください(最大10名まで)。
- ・ 追加・変更の際には、変更のない方も含め、すべての連絡責任者及び担当者の情報を記入して下さい。
- ・ 本届出書は、原本提出に代えて電子版(PDF)でご提出いただくことも可能です。なお、事前にドラフト版をメールでご送付願います。

《お問合せ先・提出先》

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-8-16 株式会社東京商品取引所 総合業務室市場管理担当 行
 電話: 050-3361-1838 / E-mail: m.market@jpx.co.jp

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。
<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>

提出日: _____

マーケットメイカー利用サブ参加者コード届出書(自己取引用)

取引参加者 _____
担当者名 _____
(電話) _____
(E-mail) _____

当社は、貴社においてマーケットメイク等を行うにあたり、下記のとおり、「マーケットメイカー利用サブ参加者コード」を届け出ます。

記

PMM

対象取引	マーケットメイカー利用サブ参加者コード(対象取引につき、1つ(STP設定有りに限り最大20まで))									

LP

マーケットメイカー利用サブ参加者コード(上限なし)		

備考(記入欄が足りない場合等、必要事項があればご記入ください。)

以上

《記載上の留意事項》

- ・ 届出可能なサブ参加者コードは、マーケットメイカーである自己が専有し、自己による取引のみが行われるサブ参加者コードのみです。
- ・ PMMIに利用するサブ参加者コードは各対象取引につき1つのみしか届出できません。ただし、Self Trade Prevention設定有りに限り、各対象取引につき最大20まで届出できます。
- ・ LPに関しては、Self Trade Prevention設定の有無に関わらず、複数のサブ参加者コードの届出が可能です。
- ・ 本届出書は、原本提出に代えて電子版(PDF)でご提出いただくことも可能です。なお、事前にドラフト版をメールでご送付願います。

《お問合せ先・提出先》

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-8-16 株式会社東京商品取引所 総合業務室市場管理担当 行
電話: 050-3361-1838 / E-mail: m.market@jpx.co.jp

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。
(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

フォーム改定日 2020/11/4

提出日: _____

マーケットメイカー利用サブ参加者コード届出書(委託取引用)

取引参加者 _____
担当者名 _____
(電話) _____
(E-mail) _____
委託者名 _____

当社は、貴社においてマーケットメイク等を行うにあたり、下記のとおり、「マーケットメイカー利用サブ参加者コード」を届け出ます。

記

マーケットメイカー利用サブ参加者コード (STP設定有りの場合、最大20まで)									

備考(記入欄が足りない場合等、必要事項があればご記入ください。)

以上

《記載上の留意事項》

- 届出可能なサブ参加者コードは、マーケットメイカーである各委託者が専有するサブ参加者コードのみです。
- PMM又はLLPに利用するサブ参加者コードは1つのみしか届出できません。ただし、Self Trade Prevention設定有りに限り、最大20まで届出できます。複数のサブ参加者コードを届け出る場合も、MMID及びMM管理IDを利用できるサブ参加者コードは、1つのみです(届出欄左上の二重線内に記載されたサブ参加者コードのみ)。
- 本届出書は、原本提出に代えて電子版(PDF)でご提出いただくことも可能です。なお、事前にドラフト版をメールでご送付願います。

〈お問合せ先・提出先〉

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-8-16 株式会社東京商品取引所 総合業務室市場管理担当 行
電話: 050-3361-1838 / E-mail: m.market@jpx.co.jp

(個人情報の利用目的について)

当社では、マーケットメイクに係る諸連絡業務等を遂行するために、個人情報の提供をお願いしております。当社のプライバシー・ポリシー及び個人情報に関する問合せ方法は、次のURLを御参照ください。
(<https://www.jpx.co.jp/handling-of-personal-information/index.html>)

フォーム改定日 2020/11/4